

公益財団法人豊田都市交通研究所研究費補助事業実施規則

公益財団法人豊田都市交通研究所科学研究費補助研究事業実施規則の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人豊田都市交通研究所（以下「研究所」という。）の研究者が実施する研究事業で国等から学術研究を目的とする研究費補助金の交付を受けることができる補助事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「研究費補助金」とは、次に掲げる補助金をいう。

- (1) 科学研究費補助金取扱規程(昭和40年3月30日文部省告示第110号)に基づく科学研究費補助金
- (2) 独立行政法人日本学術振興会から交付される学術研究助成基金助成金
- (3) 厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成10年4月9日厚生省告示第130号）に基づく厚生労働科学研究費補助金
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国等が学術研究を目的に交付を予定する補助金

2 この規則において「研究者」とは、研究所の研究部に所属する主幹研究員、主席研究員、主任研究員、研究員及び研究員補をいう。

3 この規則において「補助事業」とは、研究費補助金の交付を受けて実施する研究事業をいう。

4 この規則において「直接経費」とは、交付を受けた研究費補助金のうち補助事業の実施及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。

5 この規則において「間接経費」とは、交付を受けた研究費補助金のうち補助事業の実施に伴う研究機関の管理運営等に必要な経費をいう。

(補助事業の実施)

第3条 研究者は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において、補助事業を実施することができる。

2 研究者が実施する補助事業は、研究所の研究活動とする。

(法令等の遵守)

第4条 研究者は、補助事業を実施するときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく関係法令並びに文部科学省、厚生労働省及び独立行政法人日本学術振興会が定める科学研究費に関する各種の定め（以下「補助条件等」という。）並びに研究所が定める関係規則を遵守しなければならない。

(研究計画の策定等)

第5条 研究者は、補助事業を実施しようとするときは、研究計画を自ら策定するものとする。

2 研究者は、研究計画を策定したときは、当該研究計画を作成し、すみやかにその写しを理事長に提出しなければならない。

(研究費補助金の交付に係る手続)

第6条 研究費補助金の交付に係る申請、届出、報告等の必要な手続は、補助条件等に定めがない場合に限り、研究者に代わって企画管理部が行うものとする。

(研究費補助金の管理及び経理)

第7条 研究者が交付を受けた研究費補助金の管理及び経理は、研究者に代わって企画管理部が行うものとする。

(直接経費の管理委任)

第8条 研究者は、交付決定を受けた研究費補助金の受領及び直接経費の管理を研究所に委任するものとする。

2 研究所は、前項の規定により委任を受けた直接経費の管理のために専用の口座を開設し、研究所の預り金としてその収支を管理するものとする。

(間接経費の配分等)

第9条 研究者は、間接経費を補助条件等に基づき研究所に配分しなければならない。

2 研究所は、間接経費を配分した研究者が他の研究機関に異動することとなったときは、補助条件等に定めがない場合に限り、当該研究者の補助事業の実施のために現に管理している直接経費の残額の10分の3に相当する額を当該研究者に返還するものとする。

(補助事業の成果の報告及び公表)

第10条 補助事業を完了した研究者は、研究成果報告書及び収支決算報告書を作成し、補助事業の実施期間終了後1月以内に、これらの書類の写しを理事長に提出しなければならない。

2 研究者は、補助事業の成果を自らの判断で公表することができる。

3 前項の場合において、研究者は、研究所の職務として学会等の研究発表の場に参加できるものとする。

(補助金により取得した設備等の寄附)

第11条 研究者は、直接経費により購入した設備、備品又は図書(以下「設備備品等」という。)を、補助条件等により寄附できるとされている場合は、購入後直ちに研究所に寄附するものとする。ただし、設備備品等を直ちに寄附することにより補助事業の実施に支障が生じる場合にあっては、事前にその旨を企画管理部に申し出て、寄附の時期を延期することができる。

2 研究所は、設備備品等を寄附した研究者が補助事業の実施期間中に他の研究機関に異動することとなった場合で異動先の研究機関において当該設備備品等の使用を希望するときは、補助条件等により認められる場合に限り、当該寄附を受けた設備備品等を当該研究者に返還するものとする。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、補助事業の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 (平成25年3月26日決定)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。